広報ほうじょう

町の人口
（平成3年12日月31日）

男	3,853	(＋ 7)
女	4,312	(＋ 4)
計	8,165	(＋11)
世帯数	2,762	(0)

方城町長
岩崎俊徳

あけましておめでとうございます。

輝かしい平成四年の新春を迎え、みなさまのご健勝とご多幸をお慶び申し上げますとともに、平素からの町政に対するご理解とご協力に対し深く感謝致します。

顧みますと、平成三年は統一地方選挙の年にあたりまして、非常にあわただしい一年でありました。

私もみなさまからの付託をうけて、再び町政をおあずかりすることになり、心を新たにして、八、三〇〇町民の総意を結集した行政運営にあたる所存であります。

また、昨年は台風19号が北部九州を直撃し、本町にも多くの被害をもたらしましたが、被害を受けられた方々に対し一日も早い復旧を心からお祈りいたします。

さて、長い間の懸案でありました財政再建もみなさまがたのご協力により、計画期間を二年間短縮して、平成四年三月三十一日をもちまして完了いたします。

この財政再建の完了を期して、新生方城町を目指した第二次方城町総合計画を方城町総合計画審議会委員、議会議員のみなさまのご協力のもとに昨年十二月上旬制定されるに至りました。

この方城町総合計画は、今日の激動する社会、経済情勢のなかでいかに対処し、来るべき二十一世紀を展望したまちづくりの指針であります。

いま、平成四年の年頭にあたり、第二次方城町総合計画を行政指針とし、かつ財政再建を教訓に、総合的かつ計画的な行政運営に努め、住民福祉の向上と愛郷の町づくりをめざします。

今後とも、町政推進のため町民のみなさまのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

議会議長
山口忠市

町民の皆さん、明けましておめでとうございます。

平成四年の年頭にあたり、町議会を代表し、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

ここに希望の新春を迎えるにあたり、みなさんのご清福とご繁栄を、心からお祈りいたします。

私は昨年の町議会議員改選後、図らずも議長の重職に就きました。そしてその後、議会の円満なる運営と町政の伸展を第一義として誠心誠意努力してまいりました。

方城町は昭和五十七年度に財政再建準用団体の指定を受け、この間財政再建計画を忠実に実施した結果、二年間の短縮になり、平成三年度をもって完了することが出来るようになりました。

これも、ひとえに町民のみなさま方の、ご理解と、ご協力のたまものと感謝申しあげます。

昨年の十二月定例議会におきましては、第二次方城町総合計画基本構想が議決され、平成四年から十年間の方城町に於ける、総合的かつ計画的な行政運営の方針が定められました。

今後も幾多の重要問題が山積している中で、これ等を一歩一歩着実に解決、実現していくことが、我々に課せられた責務であり、健全財政の基盤の上にたって、最少の経費で、最大の効果があがるよう努力する覚悟であります。

今後とも、町議会に対して、従来に変りなく、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、町民みなさま方のご健康とご多幸をお祈り申しあげ、新年のごあいさつといたします。

◆二〇〇一年までの町政運営の方針決まる

第二次方城町総合計画基本構想

二十一世紀を展望した第二次方城町総合計画の基本構想が決まりました。

この基本構想は、平成十三年（西暦二千一年）の推計人口を九千人に認定して、本町の今後十年間をまちづくりの基本方針をまとめたものです。

この基本構想は、町民各階各層の代表で構成された方城町総合計画審議会の答申をうけて、地方自治法の規定に基づいて、十二月六日の定例町議会に提案され満場一致で可決されました。

町政を総合的かつ計画的に運営するため、本町の現状や将来の見通しを基礎として、本町の将来あるべき姿を掲げ、その目標を達成するために必要な施策の大綱を定めたものです。

町づくりにむけての施策の大綱

（自然と調和した住みよいまちづくり）

本町は福智山系の恵まれた自然の中にあって、常に自然と人との調和を求めながら快適な生活環境の実現に努め、地域の特性にあった合理的な土地利用によって、快適な自然環境と住環境を創造していきます。

一、土地利用

限られた資源である町土は、現在と将来の住民が住む憩いの場であり住民共通の生活基盤です。

この町土を二十一世紀への変化を見通して、保全、利用、開発しながら活力と魅力に溢れる町として創り育てる必要があります。

このためには、優良農用地の確保、造成団地と遊休地等の活用、バイパス沿線と山麓丘陵地帯の開発、福智山系を基点とした広域観光ルートの開発などに努め、土地の適正かつ合理的な利用を図ります。

二、水利用

水は生活用水をはじめ、農業、工業などの産業振興を図るためにも重要な資源です。

本町にとって水資源は十分とはいえず、特に生活用水については水質が問題視され、加えて将来の水需要の増加をみるとき、水源の確保と水質の改善が必要です。

また、河川、ため池などの水質汚濁防止に努め農業用水の確保を図り、水資源の安全供給を推進します。

三、道路、交通通信体系の整備

道路は、快適な住民生活や産業振興上最も重要な手段であります。

本町の動脈と言うべき田川～直方バイパスの完成とそれに続く一般国道二〇〇号バイパスの着工により、北九州都市高速及び九州縦断高速道路と接続することによって、北九州及び福岡都市圏は一挙に短縮され人と物の流れは増加することが予想されます。

従って、主要地方道、一般県道に接続する町道の利便性と安全対策を考慮しながら道路網の整備を行います。

路線バスについては田川～直方バイパスを利用した交通体系を新設し、田川市や直方市、また北九州市、福岡市方面への交通の利便の促進に努めます。

情報手段である通信は、その機能としての効果は大きく、行政の情報を迅速かつ正確に伝達するため防災行政無線などの整備を図ります。

四、鉱害復旧の促進

石炭採掘による後遺症である鉱害については、関係機関や地元との連携を図り家屋、農地、公共物件等の復旧を効率的に推進します。

（活力と魅力あふれるまちづくり）

本町はかつての炭鉱の町から九州日立マクセルを中心とした内陸性工業地域と筑豊、北九州都市圏のベッドタウンへと姿を変えていくなかで、旧炭鉱住宅の老朽化と既存商店街の衰退が目立つ一方、田川～直方バイパスの開通以来住宅開発や道路の整備が図られ本町も大きく変貌しつつあります。

しかし、町の顔となる拠点づくりや、にぎわいの中心となる商業集積の面からみると、こうした核機能の集積や市街地の再開発、商業施設の誘導などを進めていくことが課題となっています。

一、農林業の振興

米の供給過剰をはじめ農産物の市場開放圧力など、農業を取り巻く諸情勢は極めて厳しい状況下にあります。

生産性の高い足腰の強い農業と活力ある農村社会の形成を目指して需要の動向に即応した農業生産の再編成と農業構造の改善、創意と自主性を生かした地域農業の確立を図ることが必要です。

このため、農地の保全に努め、中核的農家の育成、農業後継者の育成、土地基盤の整備、農地の流動化、農業技術の高度化促進、営農類型の確立などに努め農業経営の近代化を推進します。

林業は、産業としての基盤は弱いが、森林の持つ機能を充分に踏まえて森林資源の蓄積と保続培養等木材生産活動の推進を図るとともに自然環境の保全、水源かん養林としての機能の充実に努めます。

二、商工業の振興

良好な住宅地として利便性が高いまちづくりを進めるために、商業地の整備を推進します。

町のにぎわいの核となりうる魅力ある商業地の形成のため消費者のニーズに応えるべき機能、環境の整備を図り、施設等との連携に努めます。

工業については、生活環境と調和のとれた工業立地の条件整備に配慮し、企業の誘致を図ります。

三、魅力ある観光の創出

本町の恵まれた自然環境の保全を基調として、地域の特性や資源を生かした新しい産業と雇用の確保につながる個性的なレクリェーションの中核となる場を創出し、リゾートライフ客の増加による観光事業の開発、イベントなどにより地域経済の発展に努めます。

（快適でうるおいのあるまちづくり）

魅力ある公園、緑地の整備や街路、住宅地の緑化など市街地における緑の創出に努めるとともに、生活道路、河川、下水道の整備や廃棄物の適正処理、公害の防止などを進め、安全で快適な生活基盤を整備します。

また、交通安全の徹底、消防体制の強化充実、防災システムの整備など、町全体を防災性の高い構造にします。

さらに、よりよい生活環境づくりに向けて美化運動の推進など町民のモラルを高めていきます。

一、住宅の整備

土地利用との整合性を図りながら、高度化、多様化した住宅需要及び老朽化した旧炭鉱住宅の住居者の住宅需要に応えるため、公的住宅の建設、民間開発を促進し、良好な住宅、宅地の供給と居住環境の整備に努めます。

二、消防、防災の整備

町民の生命、財産を守るため、消防施設の整備、防災体制の確立を図り、災害の未然防止を図ります。

三、交通安全対策の推進

交通事故から生命、財産を守るため、関係機関等と連携を強化し、交通安全思想の普及、交通安全施設の整備などを推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

四、公害対策の推進

住民が健康で快適な生活を営むため、諸公害の防止と公害に対する意識の高揚を図り、生活環境衛生の向上を推進します。

五、上、下水道の整備

良質な水の安定的供給及び人口の増加、生活様式の多様化に伴う水需要の増加に対応するため、水源の確保と水質改善を含めた施設の整備を図ります。

下水道は、水質の汚濁防止を促進するためにも、欠くことのできないものですが、膨大な事業費と終末処理施設の場所の選定等で、公共下水道については広域市町村圏で検討し、その推進を図ります。

山村部については、合併処理施設の推進を図ります。

六、ごみ、し尿処理場の整備

ごみ、し尿処理は、業者委託による収集法で行っていますが、処理施設は一部事務組合の運営管理によるものです。

ごみ処理量が増加の傾向にありますので、構成4ケ町相互の連携を保ちながら整備、拡充に努めます。

また、ごみの不法投棄の防止や廃棄物の適正処理については、地域住民をはじめ関係機関等と協力して環境の美化に努めます。

七、公園の整備

町民の健康増進、青少年の健全育成、余暇活動を進めるため、町民センターを中心とした中央公園の整備を推進します。

また、日常生活において、自然とのふれあう機会も減少しているので、山地、水辺地等の自然を生かした多様性のある公園の確保に努めます。

（健やかで生きがいのあるまちづくり）

生活様式の変化や価値観の多様化によって、物質的豊かさに加え、精神的な豊かさなど生活の質の向上が求められるようになり、健康、福祉、人権、医療等に対する関心は高まりつつあります。

また、急速な人口の高齢化は、医療や福祉ニーズを変化させ、若年者層の負担の増大、ひとり暮し老人や寝たきり老人等の問題を惹起させることとなり、人生八十年時代に対応できる福祉社会をつくることが必要となっています。

そこで、町民の福祉ニーズに応えるため、社会福祉、医療、保健衛生、環境衛生などの充実に努め、健康で生きがいのある心豊かな福祉社会の実現に努めます。

一、保健、医療の充実

住民の健康管理を維持するため、住民検診、健康相談などの受診率の向上を図るため、保健センターを開設します。

また、町民が病気や怪我をしても安心して治療を受けられる医療の確保が必要です。

現在の医療施設の老朽化が著しいため移転新築して、医療サービスの充実を図り、救急患者や休日、夜間における急病患者の救急医療サービスの充実を推進します。

二、社会福祉の充実

児童福祉は、将来を担う児童の心身の健全な育成を図るため、保育所における保育内容の充実及び施設の整備、児童遊園地等の整備を図ります。

母子福祉は、母子相談員、民生委員等との連携を密にし、相談、指導の充実を図ります。

障害者福祉については、自立対策を進め、介護、援助、相談体制の充実を図り、きめ細かな施策を推進します。

老人福祉については、高

うるおいのある人生を享受し、豊かなまちづくりを

お互いの人権を尊重し　差別のない田舎づくりを

齢化社会を迎えた今日、緊急かつ重要な社会問題です。

今後は老人保健対策、いきがい対策の推進と介護、援護体制の充実を図ります。

低所得者の福祉については、低所得者及び生活困窮者の経済的自立、生活意欲の向上を図るため、生活相談、指導体制の充実を推進し、自立意識の向上に努めます。

三、社会保障の充実

町民一人ひとりの健康と生涯生活の維持向上を図るため、国民健康保険並びに国民年金制度は重要であり、今後とも制度の理解と認識を高め加入の促進と収納率の向上を図っていきます。

四、同和対策の充実

同和問題は基本的人権の侵害にかかわる重大な社会問題であり、差別のない明るい地域社会を形成するために一日も早い解決をめざします。

このため、人権思想の普及、社会教育をとおした生涯人権教育を推進するとともに生活基盤の早期確立に努めます。

（教育と文化のかおり高いまちづくり）

住民が生涯にわたって学ぶことができるよう、学習に親しむ機会を提供するなど、豊かな人間性を育む格調高い教育文化の創造をめざします。

一、就学前教育の充実

就学前教育は、人間形成を育むための基礎を養うものであり、成長段階に即した幼児教育を受けることができるよう家庭との連携強化、施設の整備、教育内容の充実を図ります。

二、学校教育の充実

豊かな心と健やかなからだをもった子どもたちを育成するため、教育水準の向上に努めるとともに、一人ひとりの特性に応じて創造性を培う学校教育の充実、並びに教育環境の整備に努めます。

また、子どもたちが自立、協調、社会寄与の精神を育み健やかに成長できるよう家庭、保育所、学校、地域の相互連携を深めて子どもたちの健全育成を推進します。

三、社会教育の充実

社会構造の変化と高齢化社会の到来により、生涯教育の観点から、学習の機会と場の拡充並びに指導者の養成、確保を推進します。

さらに、住民各層の教育および各種団体活動の促進、公民館活動の充実、図書館機能の充実など、住民の自立活動の支援に努めます。

四、青少年の育成

次代を担う青少年の自立心を養い、あわせて地域の一員としての自覚や誇りがもてる環境を譲成するため、青少年の育成、組織の充実に努めます。

五、スポーツ、レクリェーション活動の振興

町民の健康と体力の向上を図るとともに、地域社会の連帯感を深めるため、指導者の育成と施設の整備拡充を図る意味から、広域的利用を配慮した総合運動公園の建設を促進します。

六、文化の創造

「物」中心社会に対する反省から、精神的、文化的価値が重視されるようになり、生活に潤いと生きがいをもたらす文化意識の高揚を図るため施設整備や文化団体、指導者の育成を推進し、新しい芸術文化の創造や活動を促進します。

七、文化財の保存と活用

史蹟や文化財は祖先が残したかけがえのない財産であり、その保存、継承に努め、郷土意識の高揚を図ります。

【構想実現の方策】

・行政について

社会経済の発展に伴い行政に対する住民ニーズは複雑多様化しております。

このような行政需要に対応するには、職員の士気の高揚と資質の向上に努め、組織機構の整備と事務改善により、行政水準の向上を図る必要があります。

さらに、庁舎が老朽し、行政事務機能が低下しておりますので庁舎建設を促進します。

また、町民との意志の疎通を円滑にするため、広報公聴活動を推進し、町民の行政参加をめざします。

・財政について

本町は、昭和五十年前半の国の高度経済成長に呼応し、大規模な環境整備事業を強力に推進した結果、昭和五十七年度に財政再建準用団体の指定を受けることになりました。

この間、町民の理解と協力を得て、財政再建計画を忠実に実施した結果、収支改善が著しく、計画期間を二年間短縮して、平成三年度をもって完了します。

今後の財政運営にあたっては、過去の財政運営を反省するとともに財政再建を教訓に、健全性と効率性が確保されることが必要であります。

このため、最小の経費で最大の効果を上げるため、健全財政を基調とした財政計画を樹立し、自主財源の確保に努め、合理的な財政運営のもとに本計画の実現を図るものとします。

・広域行政について

交通通信網の整備により日常生活圏は広がり、社会的、経済的な活動範囲は広域化しつつあります。

そこで、広域圏の形成を目指して、関係市町村と連携し、広域道路網、医療、教育、文化等の分野で協調と連帯を深め広域行政を推進します。

『方城町民憲章』制定される！

かねてより町民のみなさまから公募していました町民憲章が総合計画と同時に審議会の答申をうけ、十二月六日の全員協議会において議会全員の同意を得ましたので次のとおり制定されました。

【方城町民憲章】

わたくしたちは、福智の山々にいだかれて生きている方城町の住民です。

自然と調和した潤いと活力のある町をめざして、この憲章を定め心のかてとします。

一、自然を愛し、みどり豊かな美しい町にしましょう。

一、みんなで助けあい、きまりを守り、住みよい町にしましょう。

一、健康で、明るく楽しい家庭をきずきましょう。

一、教養をふかめ、文化のかおり高い町をつくりましょう。

一、郷土を愛し、誇りある町をつくりましょう。

●体育指導委員勤続30年　全国表彰受彰おめでとう

平成三年十一月、香川県高松市総合体育館で、第三十二回全国体育指導委員研究大会が行われましたが、当町から次の五名が受彰しました。

永岡巌、永岡清正、財津政義、川原真澄、中村良一（敬称略）

三十年前体育指導委員に任命されたこの五名の方々は、「町おこしを体育で」というスローガンを掲げて活動、その後「方城町社会体育振興協議会」から「方城町体育協会」として、町民スポーツ及びクラブ、サークルの中心的な役割をはたしております。

現在は体育指導委員の数も十四名に達し、町民運動会、町民ソフトボール大会他、町のスポーツ行事に活動されており、この受彰を契期として、今後の増々のご活躍を期待致しております。

●所得税の確定申告と町民税の申告期限は3月16日まで

✡期限が近づくと窓口が混雑しますので、早めに済ませましょう。

✡所得税の確定申告は税務署では、二月十七日から受付けます。

方城町の納税相談日　及び場所

毎年確定申告の時期に田川税務署の職員が、方城町に出張して所得税の確定申告等の納税相談を行っています。

申告等で分からない事があれば、お気軽にご相談ください。

日時……二月十七日（月）午前九時から午後四時まで

場所……方城町青年婦人研修所（役場前）

✡医療費を支払ったときは

あなた自身が、あなた自身やあなたと一緒に生活している家族のために多額の医療費を支払ったときは、次の算出によって計算した額が医療費控除として所得から差し引かれます。

医療費―（引く）（十万円と所得の5％のどちらか少ない額）＝医療費控除（最高二百万円まで）

『方城かたりべ』原稿募集！

方城町高齢者教育促進会議（会長　石橋勝己）が主体となって、方城町の伝統・文化の堀りおこし活動をはじめてすでに6年が経過しました。

その間、小冊子ではありますが、第3集まで発行しております。まだまだ町内にはたくさんの話があると思われますので、このたび町民全体に呼びかけ原稿を募集することになりました。

子どものころに聞いた昔話伝説。あなたの地区にある史蹟（石碑、石塔）や昔行なわれていた、又は現在も続いている伝承行事、特に第4集の炭鉱編（第三集で特集を組みましたが）では、方城大非常のことを特集したいと思っています。大非常の逸話、写真、資料などありましたら、どんなことでも結構です。最寄りの老人会長、ふるさとおこし推進委員会、又は方城町中央公民館へご連絡下さい。原稿用紙二枚程度にまとめて書いて下さい。

書くことのにがてな方はご連絡下さい。お話しを伺いに出むきます。多数の方のご応募お待ちしています。

お知らせ

農業を営む者が使用する動力源用軸油引取税の課税免除申請手続について

本年も次の要領により申請を受付けいたします。

★場所・日時
・田川総合庁舎2階第一会議室
・2月5日（水）
・午前9時～11時30分
・午後1時30分～4時
・予備日　3月11日（水）

1、該当者
農業を営む者（兼業農家も含む）
※機械を共同購入し、共同使用している場合は共同申請ができます。

2、新規
イ、みとめ印（共同申請の場合は個人ごとに必要です。）
ロ、耕作証明書（農業委員会が発行するもので、個人ごとに必要です。）
ハ、機械の所有を証する書類（販売証明書又は賃借契約書等で機械の名称、型式、馬力数、エンジン番号及び車台番号等の記載のあるもの）
ニ、エンジン番号及び車台番号のすりだし（番号に紙をあて、上から色鉛筆でなぞったもの）

3、更新（使用者証の有効期限が平成4年2月29日の場合）
イ、みとめ印
ロ、耕作証明書
ハ、エンジン番号及び車台番号のすりだし（申請数量が一〇〇〇ℓ未満の方は必要ありません）
ニ、使用者証

4、継続（使用者証の有効期限が平成5年2月28日の場合）
㋑みとめ印㋺耕作証明書㋩使用者証
※更新、継続される方で機械の異動（滅失）のあった場合、新規の販売証明書、エンジン番号及び車台番号のすりだしが必要です。
なお、書類が不備な場合は交付できませんので事前に確認してください。

5、問い合わせ先
田川県税事務所　課税課
間税係　TEL 0947－44－8111　内線34番

老人保健でお医者さんにかかるとき……

市区町村に届け出ると、老人保健法によって「健康手帳」と「医療受給者証」が交付されます。お医者さんにかかるときは、この健康手帳と医療受給者証、それに医療保険の被保険者証（保険証）を窓口に提出してください。

○一部負担金は
△あとから払い戻されるもの
次のような場合、医療機関に全額支払いますが、必要な書類を担当窓口に申請すれば、老人保健法できめられた基準額について、払い戻しがうけられます。
申請書の用紙は、担当窓口に申し出てください。

(1)急病でやむをえず保険証健康手帳、医療受給者証をもたずに医師にかかったときの治療費
(2)医師が必要だと認めたマッサージ、あんま、きゅうなどの施術料
(3)医師が必要だと認めたコルセット等の治療装具代
(4)骨折、ねんざで柔道整復師の施術をうけたときの費用
(5)医師と保険者の両方が認めた付き添い看護料や移送のための費用

老人保健法改正により、**平成四年一月一日から一部負担金が変わりました。**
老人医療の受給者のかたの窓口支払額は、次のとおりです。
一、外来一カ月につき九〇〇円（月の最初の診療のとき）
一、入院、一日につき六〇〇円

◆水道管に冬じたくを……

冬将軍の季節です。
水道管の冬じたくはおすみですか。
次のようにして被害を防止してください。
※水道管は布や縄、保温チューブなどで保温し、その上からビニールをまいてぬれないようにする。
※凍ってしまったらタオルなどを水道管にかぶせて、ぬるま湯で気長にとかす。（熱湯をかけると破れてしまいます。）
もし破裂したら元栓をしめて工事店等に連絡する。
※屋外にある太陽熱温水器などは水抜きして凍らないようにする。
保温チューブなどの防寒工事はもよりの町指定の工事店にご相談下さい。

広報ほうじょう（168号）
平成四年一月二十日発行
発行　方城町役場
編集　総務課
印刷　日光印刷